

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・	法人名	()								
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)	1	円	各 連 結 法 人 の 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)	21	円				
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$	2			特定機械装置等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得適用連結法人の(1)の合計)	22					
	取得価額の合計額 (別表六の二十)付表「11」の合計)	3			繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)	23					
		同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	4				調整前連結税額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	24			
	当 期 分	税額控除限度額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$	5			当 期 分	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$	25			
		法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6			当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	26		
	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7			前 期 分	調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑫」)	27			
	法人税額基準額 (6)と(7)のうち少ない金額)	8			総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		29				
	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)	9			合 計	総調整前連結税額基準額の残額 (29)又は((29) - (26))	30				
	調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$	10				繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	繰越税額控除可能額の合計額				
	当期税額控除額 (9) - (10)	11			連 結 事 業 年 度		平 平 平 平	・ ・ ・ ・	31		
	前 期 分	繰越税額控除限度超過額 (39の計)	12			繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 平 平	・ ・ ・ ・	32	
			調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$		13						
	法 人 税 額 基 準 額	個別帰属額基準額 $(2) \times \frac{20}{100}$	14			繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 平 平	・ ・ ・ ・	34	
		個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14) - (9))	15								
	法 人 税 額 基 準 額	法人税額基準額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 平 平	・ ・ ・ ・	36	
		当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)	17								
	法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$	18			繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 平 平	・ ・ ・ ・	38	
		当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19								
	法 人 税 額 基 準 額	法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)又は((11) + (19))	20			繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 平 平	・ ・ ・ ・	39	40
当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)		17		各連結法人における繰越税額控除限度超過額の内訳							
法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額超過構成額 $(34) \times \frac{(40の①)}{(31)} + (35) \times \frac{(40の②)}{(32)}$	18		繰 越 税 額 控 除 可 能 額 の 合 計 額	連 結 事 業 年 度	平 平 平 平	・ ・ ・ ・	40	円		
	当期繰越税額控除額 (17) - (18)	19								計	

別表六の(二十) 平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（十）の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の14第2項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は平成28年改正前の措置法第68条の14第2項若しくは第3項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 3 「各連結法人における計算」の「前期繰越分」の各欄及び「各連結法人における繰越税額控除限度超過額の内訳」の各欄は、当該連結法人の当期が平成28年4月1日前に開始した連結事業年度である場合にのみ記載します。
「法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11)又は(11)+(19)²⁰」及び「法人税額の特別控除額の合計額 (28)又は(28)+(37)³⁸」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「又は(11)+(19)」及び「又は(28)+(37)」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「(11)又は」及び「(28)又は」を消します。